

福山市国民健康保険生活習慣病治療中の人の特定健康診査補足項目健康診査 (みなし健診) Q&A

事業の目的は？

特定健康診査は、医療保険に加入している40～75歳未満までの人を対象としており、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等で治療中の人も対象となっています。そこで、糖尿病等で治療中の福山市国民健康保険加入者に、特定健康診査に関する「補足項目健診」を行っていただくことで、治療中の人の負担軽減と治療中の疾病以外の早期発見につなげたいと考えています。

特定健診を希望されている場合は？

特定健診を希望される人には、特定健診での受診を優先してください。

診療の検査項目だけでは特定健診の検査項目が不足する場合はどうするの？

不足する検査項目については、追加検査をお願いします。追加検査費用は、補足項目健診料（1件当たり4,095円）に含まれています。

いつまでの診療の検査結果が使えるの？

同一年度内の3か月以内の検査結果が活用できます。特定健診の検査項目が不足し、追加の検査が必要な場合は、毎年度3月31日までに検査を済ませてください。新年度からは4月以降の検査結果と新たに発行された受診券が必要になりますので、ご注意ください。

（受診券は毎年度5月中旬に送付されます。）

受診券を持っていない場合はどうしたらいいの？

福山市健康推進課へお問い合わせください。再交付には1週間程度かかります。再交付後受診するよう、勧めてください。

なお、すでに特定健康診査を受診されている場合は対象となりません。

受診券の有効期限が切れているが大丈夫なの？

特定健康診査と同様に有効期限が切れている場合は、「補足項目健診」として認められません。受診券の有効期限は3月末となっていますが、今年度75歳になる人は誕生日の前日までの有効期限となっていますので、ご注意ください。

費用請求はどのように行うの？

費用は、市に請求をお願いします。

治療中の人の特定健診補足項目健診（みなし健診）報告書、診査票（A3）または情報提供票（A4）を送付してください。

広島県国民健康保険団体連合会への請求はできませんのでご注意ください。